川崎市交通局契約規程　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○川崎市交通局契約規程 昭和 42 年４月１日交通局規程第４号 （略） （随意契約によることができる場合の限度額） 第２６条　企業法施行令第２１条の１３第１項第１号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。 （１）工事又は製造の請負　４，０００，０００円 （２）財産の買入れ　３，０００，０００円 （３）物件の借入れ　１，５００，０００円 （４）財産の売払い　１，０００，０００円 （５）物件の貸付け　５００，０００円 （６）前各号に掲げるもの以外のもの　２，０００，０００円 （略） （契約書作成の省略） 第３１条　局長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 （１）予定価格２，０００，０００円（局長が別に定める軽易工事にあっては、４，０００，０００円）以下の契約をするとき。 （略）	○川崎市交通局契約規程 昭和 42 年４月１日交通局規程第４号 （略） （随意契約によることができる場合の限度額） 第２６条　企業法施行令第２１条の１３第１項第１号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。 （１）工事又は製造の請負　２，５００，０００円 （２）財産の買入れ　１，６００，０００円 （３）物件の借入れ　８００，０００円 （４）財産の売払い　５００，０００円 （５）物件の貸付け　３００，０００円 （６）前各号に掲げるもの以外のもの　１，０００，０００円 （略） （契約書作成の省略） 第３１条　局長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。 （１）予定価格１，０００，０００円（局長が別に定める軽易工事にあっては、２，５００，０００円）以下の契約をするとき。 （略）